

福島県原子力災害広域避難計画

初版 平成26年4月30日

第六版 令和8年3月31日

福島県

目次

1	はじめに	1
2	広域避難計画の概要	2
2.1	本計画の対象区域について	2
2.2	避難対象人口について	2
2.3	避難先について	3
2.4	広域避難における基本的な枠組みについて	8
3	避難等の基本的な流れ	10
3.1	放射線からの防護措置の基本的な考え方	10
3.2	指示等の伝達	16
4	避難の実施体制	22
4.1	避難先施設の選定	22
4.2	避難経路上に設ける避難中継所の設定について	22
4.3	避難手段及び避難ルート等	24
4.4	避難退域時検査体制の整備	26
4.5	一時滞在者等の避難体制	28
4.6	学校等の避難体制	30
4.8	病院、社会福祉施設等の避難体制	32
5	屋内退避の実施体制	34
5.1	屋内退避の実施	34
5.2	屋内退避実施後の運用	35
5.3	屋内退避の解除	35
6	避難住民等の支援体制	36
6.1	避難所及び避難中継所の開設・運営等	36
6.2	福祉避難所の開設・運営等	37
7	今後の取組	38

【参考資料】

1. 関係市町村別資料
 - (1) 避難先市町村一覧
 - (2) 避難ルート図
 - (3) 一時集合場所一覧
2. 避難者受入施設一覧
3. 福祉避難所一覧（令和5年3月末時点）
4. 避難退域時検査場候補地一覧
5. 輸送手段に関する資料
6. 社会福祉施設、医療機関に関する資料
7. 教育機関に関する資料
8. 防護措置の実施単位に関する資料
 - (1) 防護措置実施単位とモニタリングポストの組合せ一覧表
 - (2) 防護措置実施単位別モニタリングポスト配置図

1 はじめに

この計画は、東日本大震災直後の初動対応における主な課題として、①複合災害への想定が不十分であった「災害対応体制」、②通信設備の被災により通信手段が制約された「情報連絡体制」、③避難先の確保、受入など広域避難のスキームが不備であった「住民の避難対策」、④燃料、物資等の調達困難及び風評被害に伴う輸送拒否等への対応が不備であった「物資の調達・供給」の4点の課題が明らかになったこと^(※1)などを踏まえ、万が一、今後、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所（以下「福島第一及び福島第二原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に定める、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県地域防災計画」という。）に基づき、住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、県民の安全・安心を確保するため策定したものである。

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8「広域一時滞在の協議等」（県内）及び第86条の9「都道府県外広域一時滞在の協議等」（県外）（以下、本計画では「広域避難」という）の基本的な避難の枠組みを示すものである。また、県地域防災計画に定める原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）であるいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の13市町村（以下「関係市町村」という。）は、本計画を踏まえ、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な避難計画を策定し、あらかじめ行政区・地区別の避難先施設^{※2}、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して周知しておくものとする。

なお、国の原子力災害対策指針（以下「指針」という。）等において、本県の実情を踏まえて指針が改定された際には、本計画の内容見直しを図るものとする。

また、本計画に定めのないものについては、県地域防災計画に準拠するものとする。

※1 「東日本大震災に関する福島県の初動対応の課題について」平成24年10月 福島県生活環境部

※2 避難先施設は、避難先市町村の避難所のことをいう。

2 広域避難計画の概要

本計画は、関係市町村毎に、避難先市町村及び避難所を定め、基本的な避難ルートを選定したものである。

また、避難ルート沿いに車両や避難住民の放射性物質の付着検査等（以下、「避難退域時検査」という。）及び簡易除染の実施場所、並びに避難所の情報等を集約・提供する避難中継所を必要に応じて設けることとしている。

2. 1 本計画の対象区域について

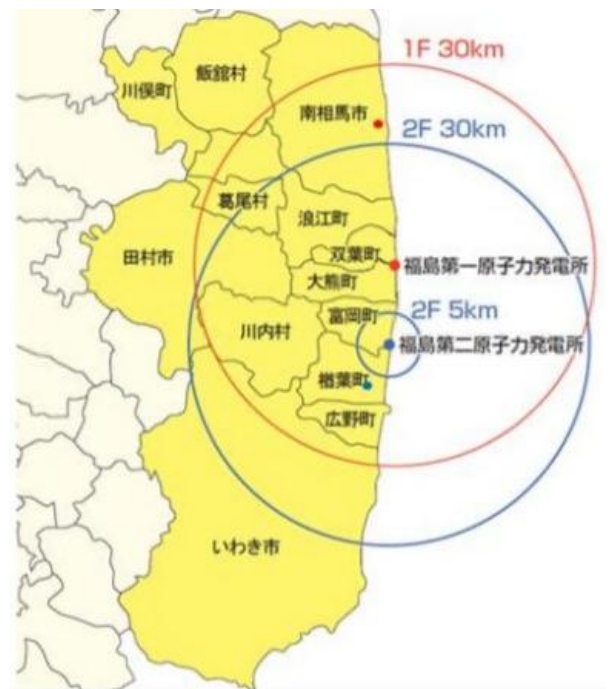
本計画の対象区域は、県地域防災計画に示された関係市町村全域とする。

なお、本県では、平成23年3月に発生した東京電力福島第一及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲並びに福島第一原子力発電所が特定原子力施設として指定されていることを考慮し、重点区域を定めている。

また、重点区域は、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」と「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」の2つに区分される。

（「参考資料1－（1）避難先市町村一覧」参照）

○本県における重点区域



○重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	-	原子力発電所から概ね半径5kmを目安に設定
	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

*指針では、原子力発電所から概ね5km圏地域をPAZとし、原子力発電所から概ね30km圏内地域をUPZと設定している。

2. 2 避難対象人口について

令和2年国勢調査及び関係市町村の復興計画等を踏まえて、関係市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）で約47万人と想定している。

2. 3 避難先について

避難先については、県内59市町村から関係市町村を除いた46市町村、茨城県、新潟県とする。なお、避難先の選定にあたっての配慮事項等については以下のとおりとする。

ア 選定にあたっての配慮

- ・避難先からの更なる避難を避けるため、避難元行政区・地区ごとに避難先施設をあらかじめ定めておくものとする。
- ・避難のための時間が極端に長くないように配慮する。
- ・東日本大震災での避難者受入実績や、従前からある災害時応援協定を出来る限り考慮する。
- ・避難先が複数の市町村となる場合は、地域コミュニティが分散しないよう配慮する。
- ・いわき市の避難先については、避難人口が多いことや茨城県内の原子力発電所（日本原子力発電所(株)東海第二発電所）との同時発災等を考慮し、南方向（茨城県）または西方向（県内市町村及び新潟県）のいずれかとする。

イ 予定していた避難先へ避難できない場合の対応

- ・県は、複合災害などの発生により、避難を予定していた避難先市町村での受入ができない場合には、他都道府県等と調整のうえ、避難先を確保するものとする。

ウ 各関係市町村の避難先市町村

関係市町村		避難先市町村等
いわき市	南方向 (茨城県)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	西方向 (福島県及び新潟県)	福島県（会津若松市、郡山市、須賀川市、喜多方市、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、三春町） 新潟県（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村）
田村市		郡山市、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、古殿町
南相馬市		福島市、郡山市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、大玉村、新地町
川俣町		福島市、伊達市、桑折町、国見町
広野町		石川町、平田村、浅川町、小野町
楡葉町		会津美里町
富岡町		郡山市
川内村		郡山市
大熊町		会津若松市、喜多方市
双葉町		白河市、棚倉町
浪江町		二本松市
葛尾村		会津坂下町
飯舘村		福島市

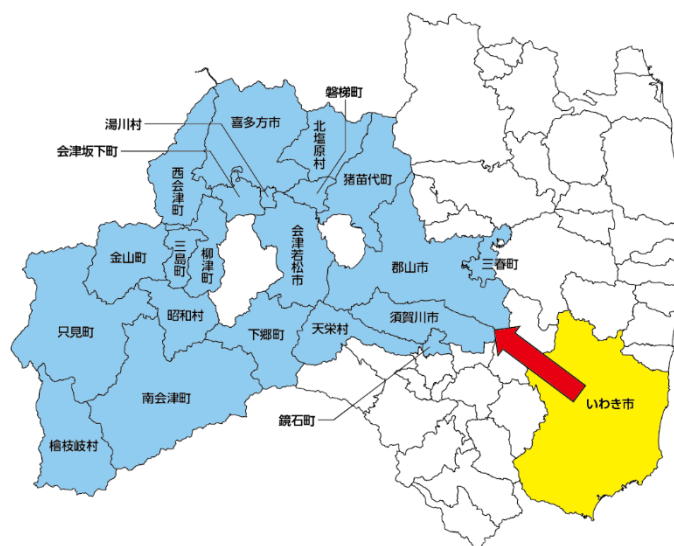
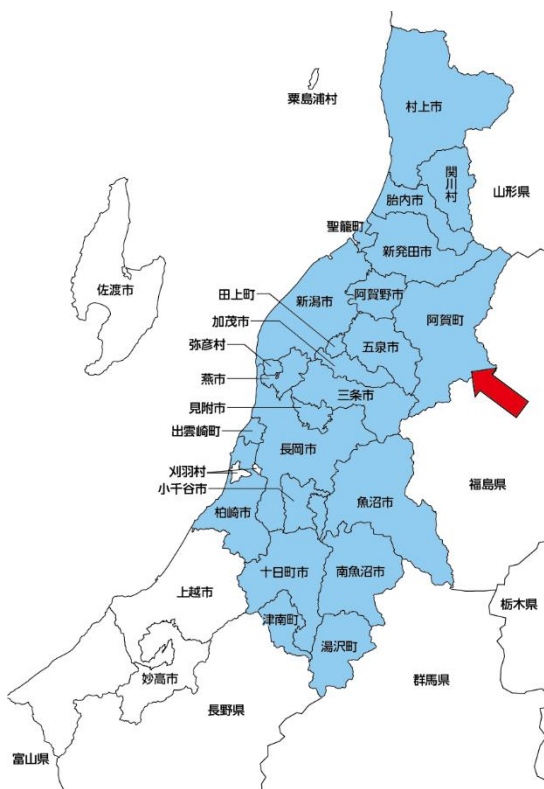
エ 各関係市町村の避難方向

○いわき市（南方向）

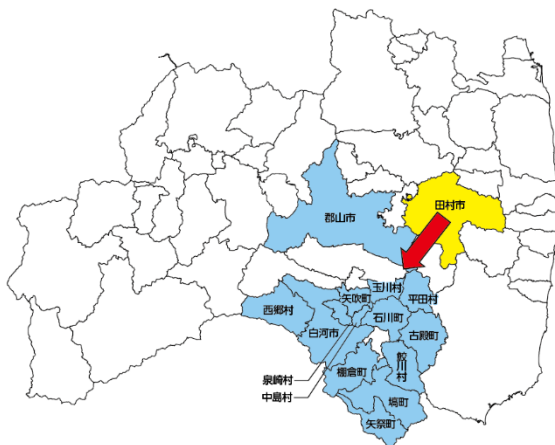


○いわき市（西方向・県外）

○いわき市（西方向・県内）



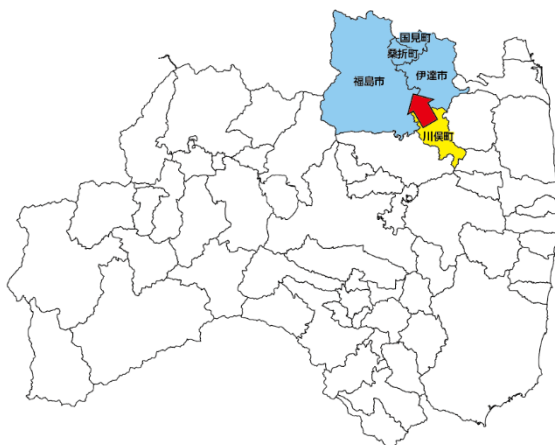
○田村市



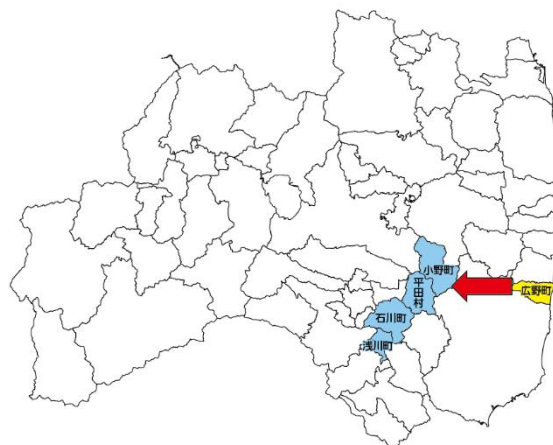
○南相馬市



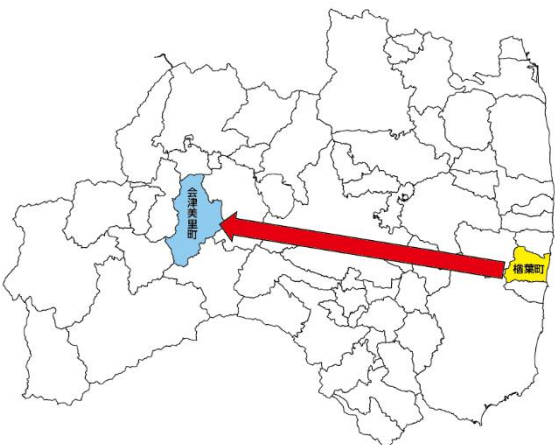
○川俣町



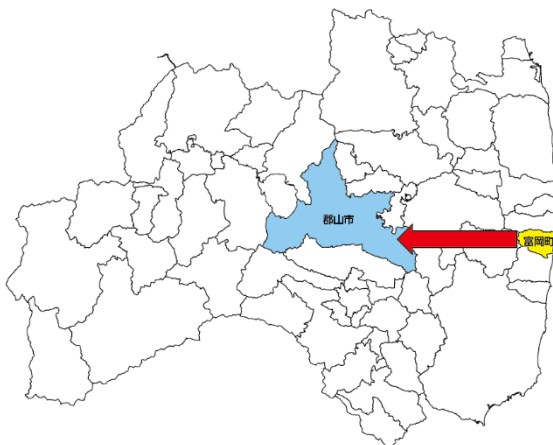
○広野町



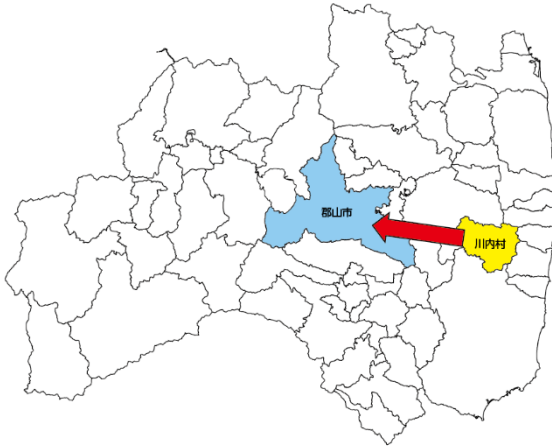
○檜葉町



○富岡町



○川内村



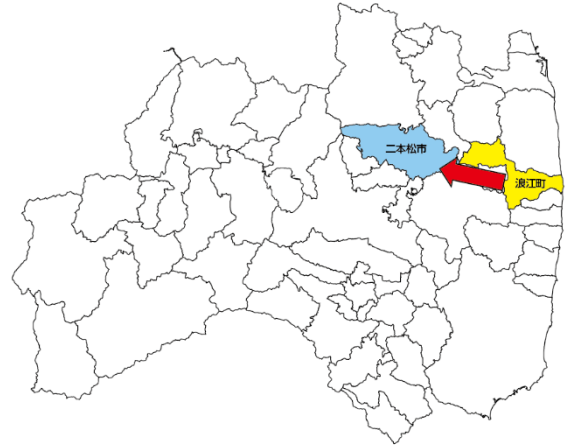
○大熊町



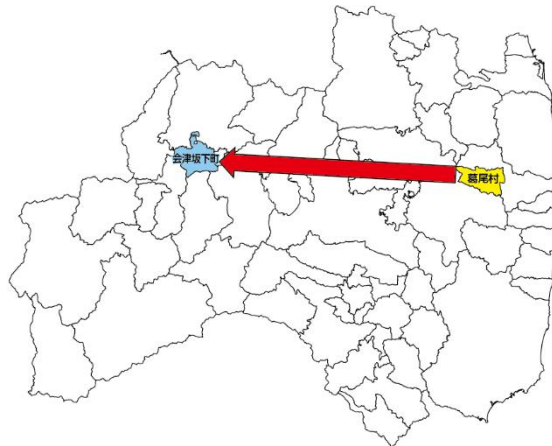
○双葉町



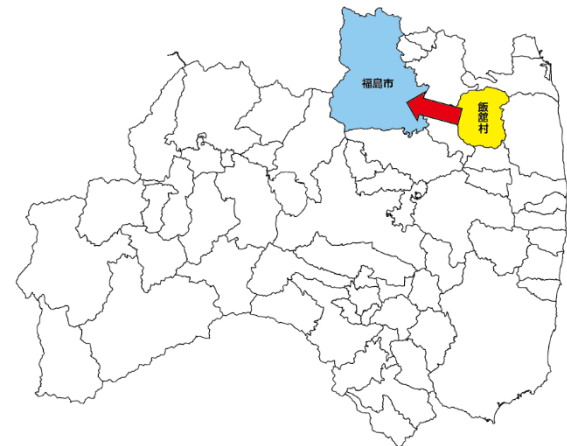
○浪江町



○葛尾村

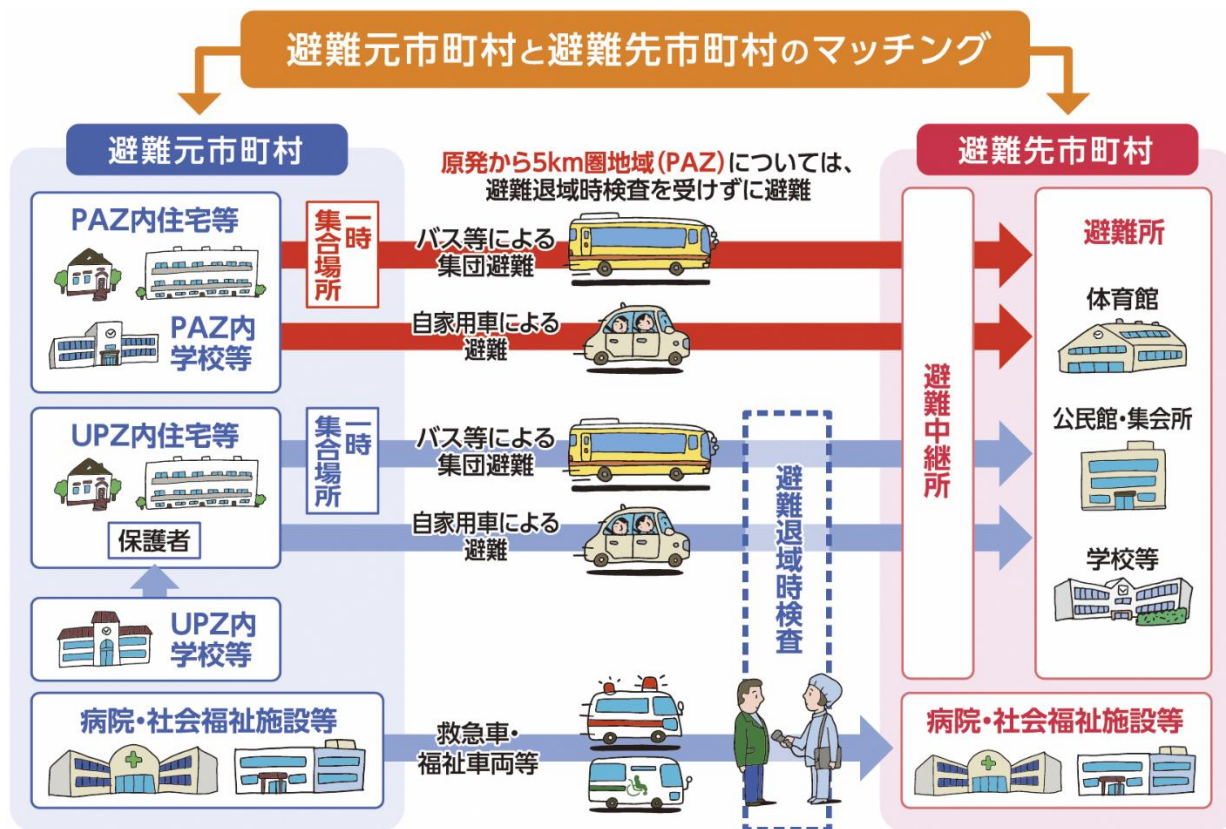


○飯館村



2. 4 広域避難における基本的な枠組みについて

広域避難における基本的な枠組みは以下のとおりとする。なお、関係市町村は本計画を踏まえ、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な避難計画を策定し、あらかじめ行政区・地区別の避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して周知しておくものとする。



図：原子力災害広域避難計画の概要

ア 避難指示

- ・県内に原子力災害による避難指示が出された場合には、県、市町村、オフサイトセンター、原子力規制庁等から、住民に対して様々な媒体（防災行政無線、広報車、緊急エリアメール、緊急車両など）を通して情報伝達を行う。

イ 避難先市町村及び避難ルート（参考資料1「関係市町村別資料」参照）

- ・避難指示が出された地域の住民は、あらかじめ定められた避難先市町村へ避難する。
- ・避難ルートは、あらかじめ定めた「主な避難ルート」を基本とする。

ウ 避難手段

- ・避難にあたっては、住民の自家用車をはじめ、バス等の公共交通機関、救急車、福祉車両等あらゆる手段を活用する。
- ・自家用車による避難が可能な住民は、自家用車により避難する。
- ・自家用車が使用できない場合は、市町村避難計画等で定める一時集合場所からバス等により避難する。

- ・なお、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）など一般車両での移動が困難な場合は、救急車等により避難する。

エ 避難退域時検査（参考資料 4 「避難退域時検査場候補地一覧」）

- ・放射性物質による汚染がないことを確認するため、あらかじめ選定した候補地において、県が避難退域時検査場を設置する。
- ・住民は避難退域時検査実施後、通過証を受け取り、避難先市町村へと向かう。

オ 避難中継所

- ・避難先市町村内に、必要に応じて避難中継所を設ける場合がある。避難中継所とは避難先市町村内での集合場所であり、避難所の情報等を集約し、避難してきた住民に提供すること等を目的として設置する。

3 避難等の基本的な流れ

3. 1 放射線からの防護措置の基本的な考え方

放射線からの防護措置について、避難等の主な流れ、迅速な避難のための段階的な避難指示等の基本的な考え方は以下のとおりである。

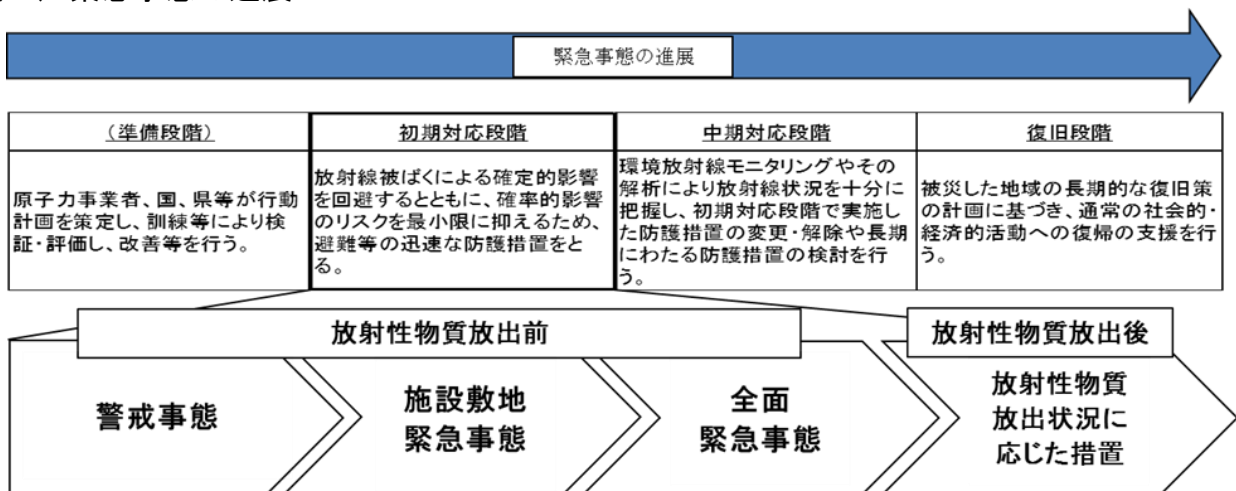
(1) 放射線からの防護措置の種類

緊急事態の進展に伴い放射線からの防護措置は実行される。住民避難等に係る防護措置は、避難、一時移転及び屋内退避の3種類があり、県及び市町村はこれらの防護措置を組み合わせて実施することで、県民の安全な避難を行う。

○住民避難等に係る防護措置の種類とその概要

種類	概要
避難	空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
屋内退避	放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより、主にプルームからの被ばくの低減を図る防護措置であり、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するもの。 特に、病院や介護施設においては健康状態等により、避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

(2) 緊急事態の進展



ア 緊急事態の段階に応じた取組

緊急事態の進展に応じた取組は、大きく4つの段階（準備段階、初期対応段階、中期対

応段階、復旧段階)に分けられ、進展に応じて国、県及び関係市町村等が共通の認識に基づき、意思決定し行動することが重要である。

本計画で定める避難等の対応は、4段階のうちの「初期対応段階」における防護措置である。

イ 初期対応段階における緊急事態の進展

初期対応段階における緊急事態の進展は、指針により、原子力発電所の状況に応じたもの（放射性物質放出前）と放射性物質の放出状況に応じたもの（放射性物質放出後）に大きく分けられる。

○緊急事態の区分

区分		概要
放射性物質放出前	警戒事態	放射線による影響は現時点ではないが、原子力発電所における異常事態の発生やそのおそれがある段階
	施設敷地緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性のある事故が生じたため、避難等の防護措置の準備を開始する段階
	全面緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性が高い事故が生じたため、迅速な避難等の防護措置を実施する段階
放射性物質放出後	放射性物質の放出後、国、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの測定結果を指針の「防護措置を実施すべき基準」に照らし合わせ、必要な防護措置を実施する段階	

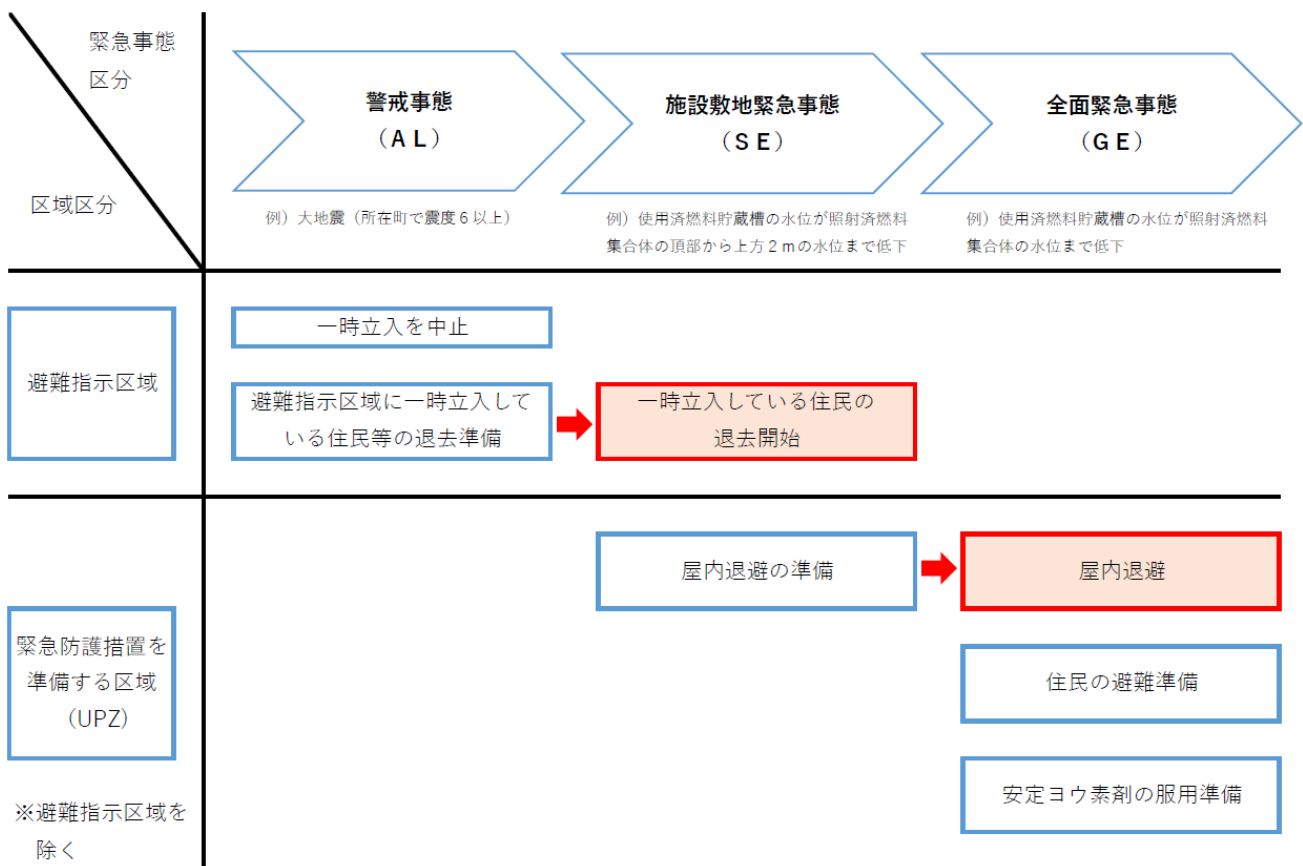
(3) 初期対応段階で行う防護措置

ア 原子力発電所の状況（放射性物質放出前）に応じた措置

放射性物質放出前の防護措置は、原子力発電所の状況に応じて、3つの区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）により段階的に実施する。

① 放射性物質放出前の福島第一原子力発電所に係る防護措置

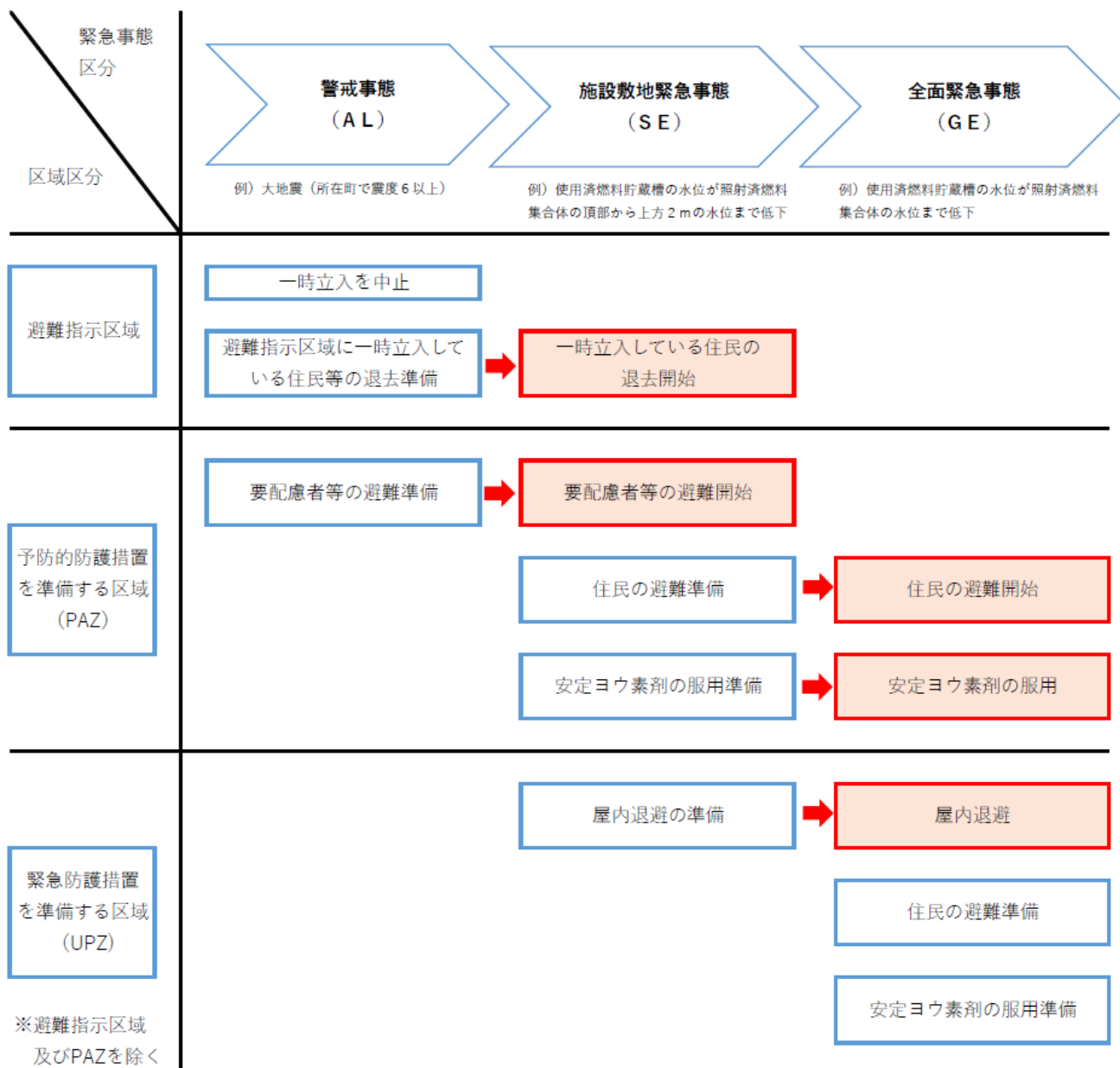
発電所周辺では、未だ避難指示が継続しており、住民等の一時立入が行われている一方で、避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。こうした現状を踏まえ、放射性物質が放出される前の初期対応段階における、原子力施設の状況に応じた判断基準（EAL）に応じた予防的な防護措置は避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分したうえで以下のとおり実施する。



② 放射性物質放出前の福島第二原子力発電所に係る防護措置

福島第二原子力発電所に係る原子力施設の状況に応じた判断基準は、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、福島第一原子力発電所と同様に実施するものとする。

なお、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施する。



イ 放射性物質の放出状況に応じた措置

放射性物質放出後には、空間放射線量率等のモニタリング結果に基づき、空間放射線量率の実測値に応じた判断基準（OIL）に対応した防護措置を実施する。

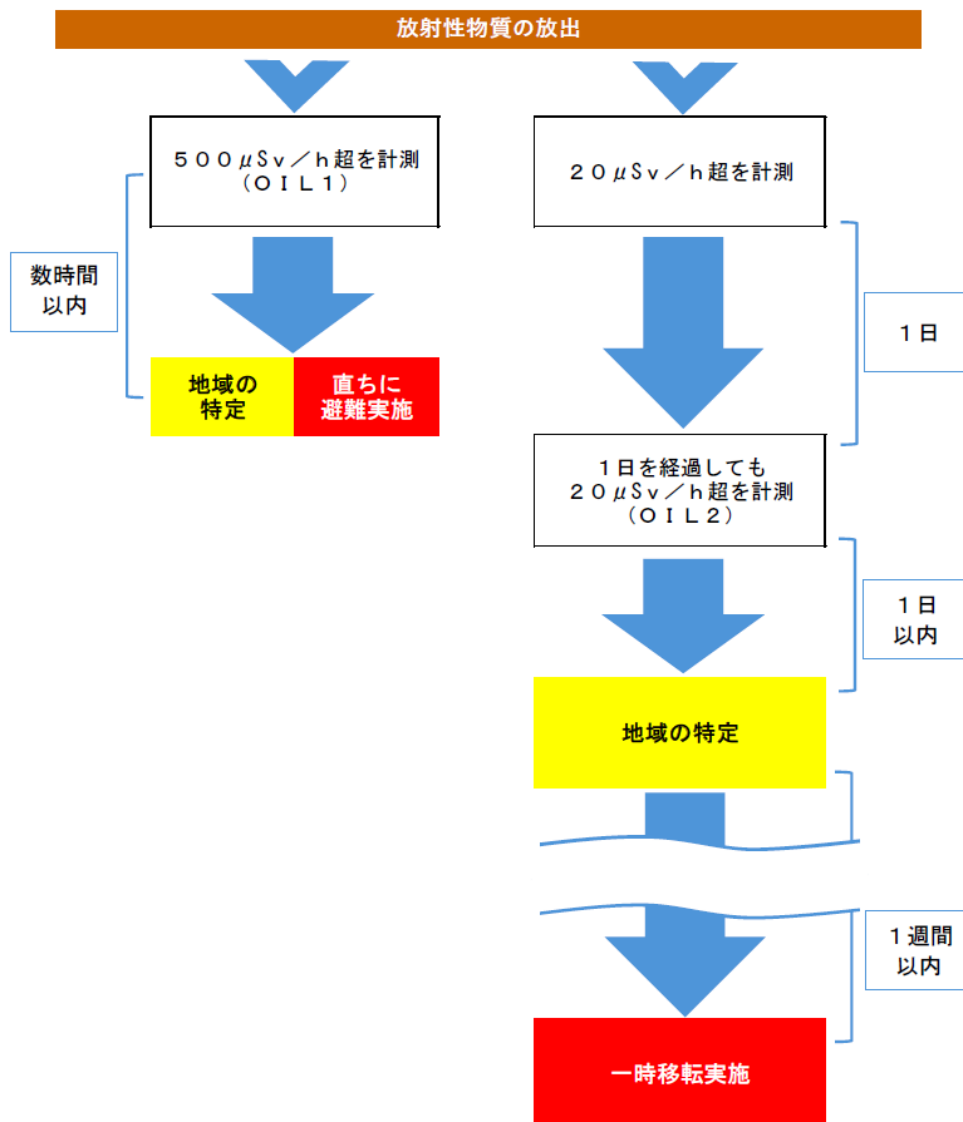
○空間放射線量率の実測値に応じた判断基準に対応する避難等の防護措置

空間放射線量率	避難等の防護措置
20マイクロシーベルト/時(OIL2) ^{※1}	1週間以内に一時移転
500マイクロシーベルト/時(OIL1) ^{※2}	数時間から1日以内に避難、屋内退避

※1：OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合

※2：OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合

○放射性物質放出後の防護措置



○避難又は一時移転を実施する単位（参考資料8「防護措置実施単位に関する資料」参照）

国がO I Lに基づき避難又は一時移転を実施する区域を迅速に特定し、県及び避難元市町村が円滑な避難又は一時移転を実施するため、UPZに参考資料8のとおり、原子力災害発生時における防護措置の実施に係る指示が発出される単位（以下、「防護措置実施単位」という。）を設定する。

なお、PAZにおいては、全面緊急事態において避難指示が出されるため、防護措置実施単位を設定しない。

○防護措置実施単位とモニタリングポストの組合せの概要

（参考資料8「防護措置実施単位に関する資料」参照）

福島県が原子力災害対策重点区域に設置する局舎型モニタリングポスト（35箇所）及び可搬型モニタリングポスト（4箇所）については、設置されている防護措置実施単位に関わらず、その全てを防護措置の実施の判断に活用する。

また、福島県の局舎型モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストが設置されていない防護措置実施単位については、国（原子力規制庁）の可搬型モニタリングポストを活用する。

この結果、全ての防護措置実施単位に1箇所以上の防護措置の判断に活用するモニタリングポストが組み合わせられることになる。

（4）段階的避難指示

避難対象者が速やかに避難できるよう、県及び関係市町村は国と調整し、段階的な避難指示を行うものとする。このことは、移動時間を短縮し身体的負担の軽減が図られるほか、燃料切れなどの車両トラブルの防止にも有効である。

（5）地域の実情に応じた防護措置

予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の設定及び複合災害発生時の対応等、避難指示解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施する。

（6）重点区域外における防護措置

重点区域外における防護措置の具体的な範囲及び実施については、国の原子力災害対策本部が原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、施設や放射性物質の放出の状況、緊急時モニタリングの結果を踏まえて必要に応じて屋内退避や避難、一時移転といった防護措置の実施を判断するものとする。

3. 2 指示等の伝達

東日本大震災直後、通信設備の被災により、県、関係市町村及び関係機関における通信手段及び住民への広報手段が制約され、発電所の事故情報及び避難指示の伝達等に支障をきたした。

このことを踏まえ、県では通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、頑健性、多重化の確保に取り組んでおり、今後、福島第一及び福島第二原子力発電所において、新たな原子力災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、県内市町村、関係機関及び住民との間における情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を別図「通報連絡体制図」（P 19）「住民への情報伝達経路」（P 22）等に基づき、迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 県の体制

県における避難指示等の伝達については、以下の通りとする。

ア 関係市町村及び関係機関への主な連絡内容

県から関係市町村及び関係機関への連絡は、災害対策本部設置前は県危機管理部、同本部設置後は同本部が行う。

緊急事態区分等		主な連絡内容
原子力施設の状況に応じた判断 (EAL)	警戒事態 (AL)	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態発生及びその後の状況 連絡体制の立ち上げとその確認 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) における要配慮者等の避難準備 避難指示区域への一時立入の中止 避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備 等
	施設敷地緊急事態 (SE)	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態発生及びその後の状況 緊急時モニタリング結果 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) の避難準備 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) における要配慮者等の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) を除いた重点区域 (UPZ) の屋内退避準備 避難指示区域に一時立入している住民等の退去指示 等
	全面緊急事態 (GE)	<ul style="list-style-type: none"> 全面緊急事態発生及びその後の状況 緊急時モニタリング結果 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) を除いた重点区域 (UPZ) の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 等
空間放射線 量率の実測 値に応じた 判断	500 μ Sv/h 超 (OIL1)	<ul style="list-style-type: none"> OIL1に基づく避難指示 等
	20 μ Sv/h 超 (OIL2)	<ul style="list-style-type: none"> OIL2に基づく一時移転指示 等

イ 県内市町村（関係市町村を除く）等への情報提供

関係市町村を除く県内市町村、県内各消防本部（関係消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、原子力発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生の情報提供、原子力緊急事態宣言発出の連絡、さらに緊急時モニタリング結果等、その他必要と思われる事項について、速やかに連絡するものとする。

ウ 住民等への情報提供

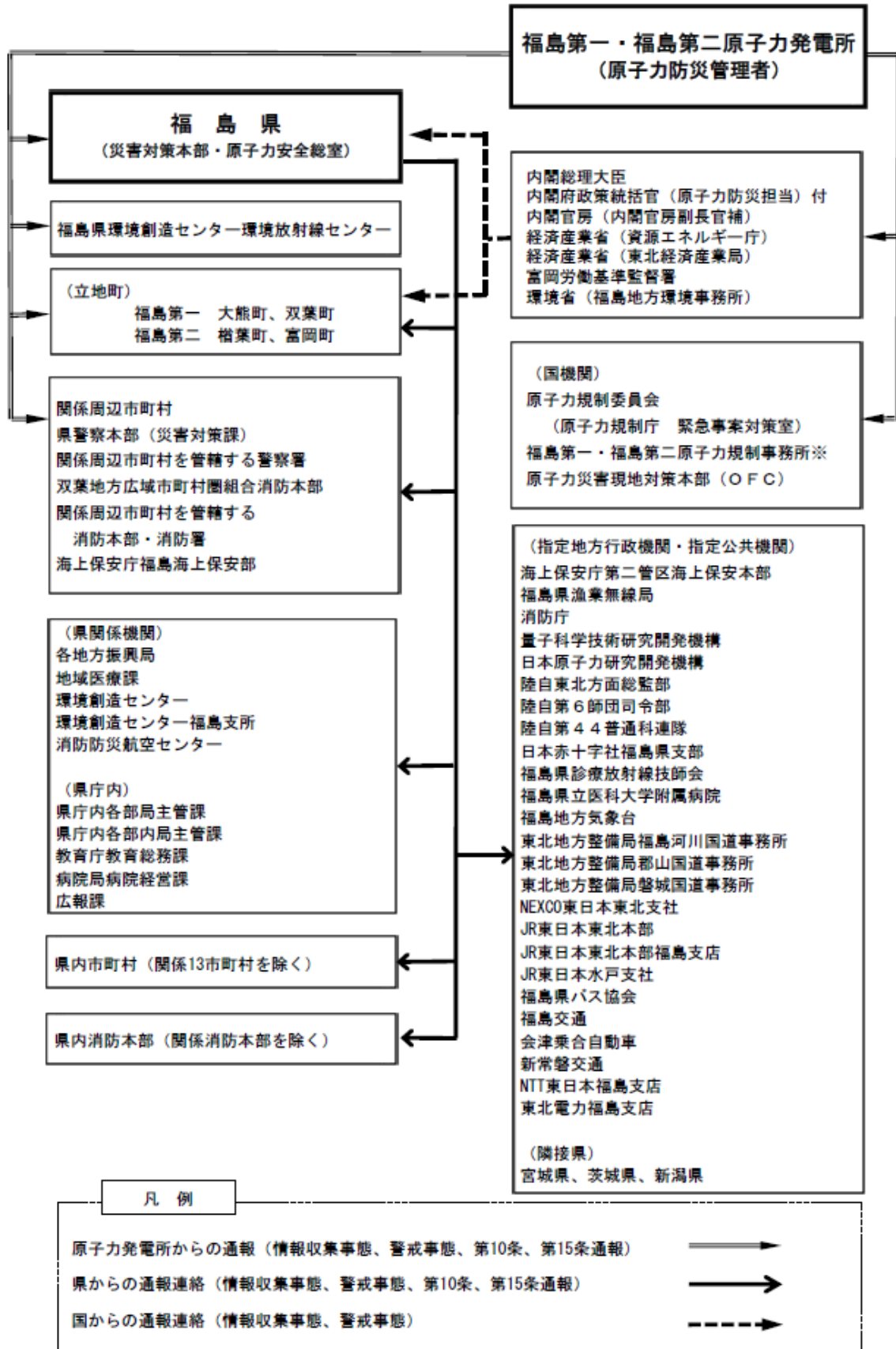
放射線は五感で感じられないといった原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時モニタリングの結果を伝えるため、あらかじめ策定した広報マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。

エ 通信連絡体制の整備

県は、国、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するにあたり福島第一及び福島第二原子力発電所、関係機関相互の情報連絡を迅速かつ確実に行うため、必要な諸設備等を整備し、その操作方法等については、定期的に通信連絡訓練を実施しており、引き続きその習熟に努めるものとする。

なお、通信手段の整備にあたっては、東日本大震災による防災行政無線設備の損壊、電話回線の不通による連絡手段の喪失があった教訓を踏まえ、複合災害が発生した場合にも十分対応できるよう、関係市町村への衛星携帯電話の追加配備、関係市町村、関係消防本部や県地方振興局等への緊急時連絡網システムの拡充、同システムの衛星回線の設置などにより通信回線の多重化を図るとともに、関係市町村に対しては県による連絡員の派遣や通信不通時における東京電力による連絡員の派遣によって通信連絡体制を確保し、引き続き通信連絡体制の強化に努めるものとする。

○通報連絡体制図



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

(2) 関係市町村における指示等の伝達

関係市町村は、福島第一及び福島第二原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示等があった場合は、住民に対する広報や伝達、関係機関に対する情報連絡を速やかに行うものとする。

ア 住民広報体制の整備

国、県及び県警察本部、関係消防本部などの関係機関と連携し、必要な情報が住民等に対して確実に伝わるよう、防災行政無線、広報車、インターネット、SNS、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、交通情報板、臨時災害FM局の開設運用、既存のコミュニティFM放送局等あらゆる手段を活用し、住民等に対する広報が速やかに実施できる体制（広報手段、広報組織・施設等、広報担当者、連絡先等）を整えておくものとする。

イ 要配慮者等への広報体制の整備

東日本大震災時には、聴覚障がい者や外国人に対する情報伝達に苦慮した事例があったことを踏まえ、要配慮者の個々の状況に応じ、ファクシミリ、緊急速報メール、テレビ等の活用のほか、地域の区長や民生委員等による情報伝達、多言語での情報伝達等により、必要な情報が確実に伝わる体制を整えるものとする。

ウ 広報のタイミング等の整理

住民広報については、災害時には広報活動の混乱が予測されることから、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

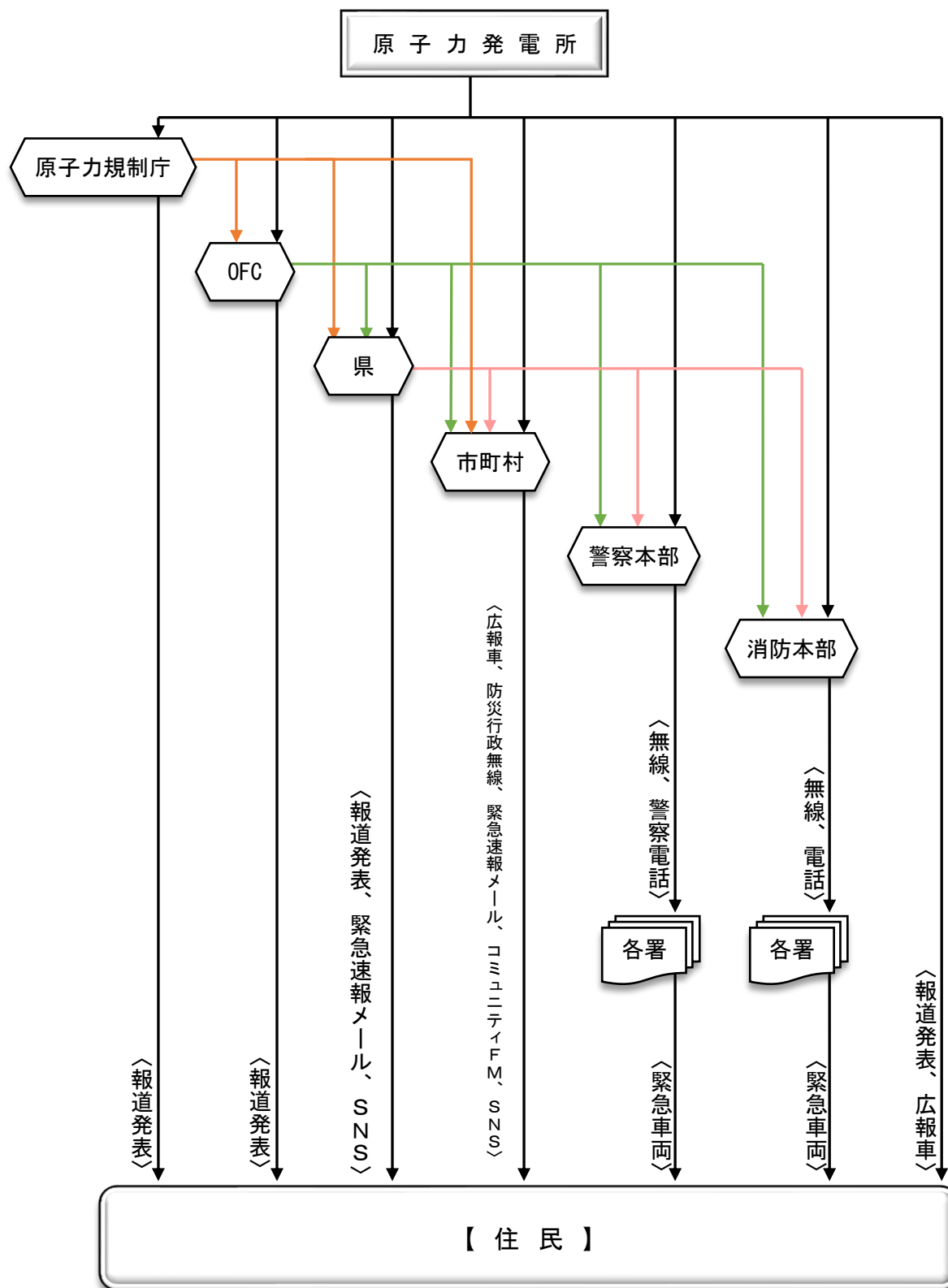
○住民広報のタイミング（例示）

- ・ 緊急事態等に至った場合（情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- ・ 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ・ 事故や災害の状況等に大きな変更があった場合
- ・ 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- ・ 放射性物質が放出された場合
- ・ 緊急時モニタリング結果がまとまった場合
- ・ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

○住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項

- ・住民の混乱を避けるため、市町村内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- ・情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- ・住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- ・状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- ・確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- ・放射線は五感で感じるできないため、住民へ情報を伝える際には、緊急時モニタリング結果（実測値の変動傾向等）、事故の規模などを分かりやすく伝える。
- ・情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- ・福島第一原子力発電所での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

○住民への情報伝達経路



4 避難の実施体制

本計画における対象区域は、関係市町村全域とする。

関係市町村と避難先市町村のマッチングについては、関係市町村の帰還状況を考慮し、国勢調査の結果等に基づき行うものとする。

4. 1 避難先施設の選定

県及び関係市町村は、避難先市町村の協力を得て、原子力災害による広域避難が必要になった場合に備え、避難時の混乱を避け、避難生活中の地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を行うため、地域単位で避難ができるよう、あらかじめ避難先施設を選定している。（「参考資料1－（1）避難先市町村一覧」参照）

4. 2 避難経路上に設ける避難中継所の設定について

県及び関係市町村は、避難誘導にあたって避難中継所の設置を検討するものとする。

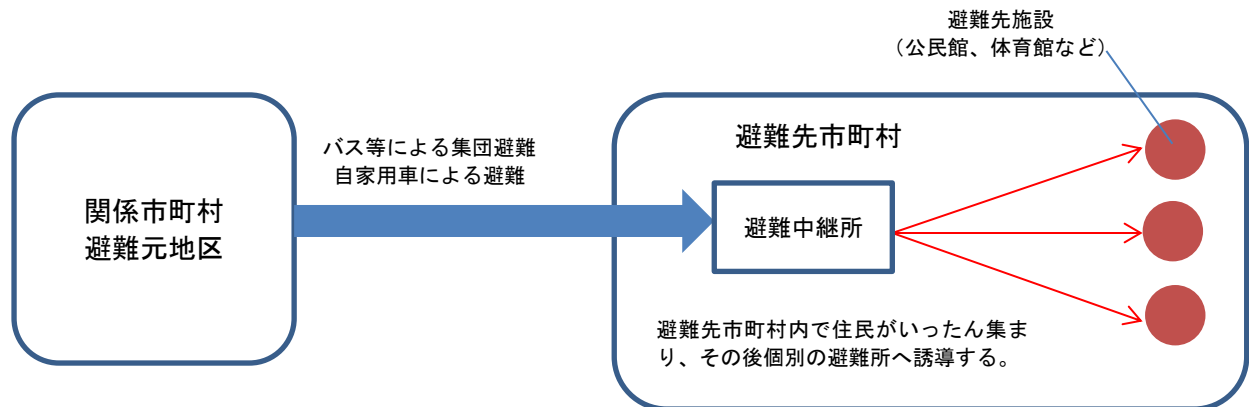
なお、県は、避難中継所の設定にあたって関係市町村と避難先市町村間の調整を積極的に行うものとする。

（1）避難中継所とは

避難中継所とは、避難時の混乱を避け、円滑な住民支援を目的として、避難者が避難所へ行く前に、原則避難先市町村内において一時的に集合する場所のことを言う。

なお、避難中継所の設定は必須ではなく、住民避難の運用方法の一つとして例示するものである。

○ 避難中継所のイメージ



（2）避難中継所の役割・特徴

避難中継所の役割や特徴として次のようなものが挙げられる。

なお、避難中継所の役割等については、関係市町村及び避難先市町村間であらかじめ協議のうえ決定しておく必要がある。

○避難中継所の役割

役割・特徴	内容
(1) 避難先での目印	避難者を確実に避難所へ誘導するため、避難の際に目印となる大きな施設に一時集合する。
(2) 避難者の把握	避難者の情報を集約する。
(3) 避難所の案内	各避難所の受入状況を把握し、避難先となる避難所を避難者に伝える。
(4) 避難所への輸送	避難所への避難者の輸送を行う場合の中継地となる。
(5) 駐車場	避難所に駐車場がない場合の代替駐車場となる。
(6) 優先開設	避難所よりも先に開設する。
(7) 避難退域時検査機能の併設	避難退域時検査を受けずに避難してきた場合に備え、避難退域時検査ができる機能を併設する。

(3) 避難中継所施設の選定方法

避難中継所に適する建物の要件としては次のようなものが挙げられる。

なお、避難中継所として使用する建物は、広域避難計画で避難先として指定されている施設に限定する必要はない。

また、箇所数については、対応職員数なども考慮し決定するものとするが、避難先市町村で使用する避難所数が多い場合は、一つの避難先市町村に複数の避難中継所を選定することも検討する。

○避難中継所として有効と考えられる施設の特徴（例示）

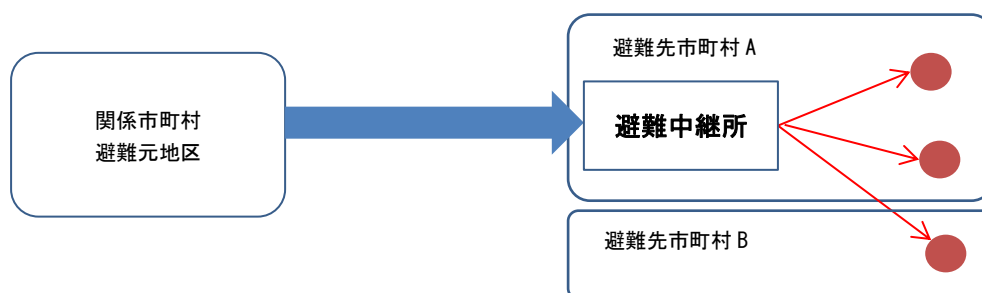


(4) 避難中継所の運用方法

避難中継所は原則として避難所がある避難先市町村に開設し、住民の集合場所とすることになるが、避難先施設や事故の規模、関係市町村の地区の状況によって、次のような機能を追加し運用することが考えられる。

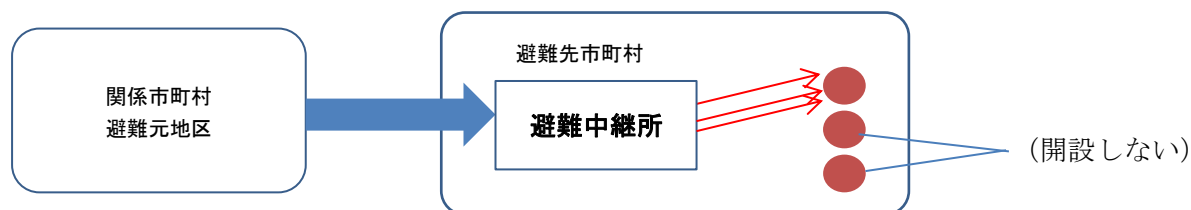
【避難先市町村間での調整機能】

避難先市町村で運営できる施設数が少ない場合は、避難中継所から複数の避難先市町村の施設へ割り振る。



【避難所運営規模の調整機能】

災害の規模が小さく、避難者が少ない場合は、避難中継所において開設する避難所の範囲等を調整することで、避難所の運営に係る負担を軽減する。



(5) 市町村間での事前協議事項

避難中継所を設ける場合には、関係市町村と避難先市町村間で次の内容について、あらかじめ定め、双方が理解しておく必要がある。

協議事項	内容
(1) 避難中継所の役割	4. 2 (2) で示した避難中継所の役割 7 項目について、何を行うかを決めておく。
(2) 集約する避難所の優先度	避難先施設を集約する場合、どの施設に優先的に集約するかを決めておく。
(3) 避難先集約の基準	どのような状態になったら、避難先施設を集約するかを決めておく。

4. 3 避難手段及び避難ルート等

東日本大震災において、複合災害により被害が広域にわたったこと及び情報通信手段が失われたことにより、住民を広域避難させるためのバス等の避難手段の確保に困難を極めたこと、避難先及び避難ルートの情報が十分に提供できなかったことを踏まえ、県及び関

係市町村では、以下のとおり避難手段及び避難ルート等について定めるものとする。

(1) 避難手段の確保

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、県地域防災計画に定める防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

ア 自家用車避難の原則

自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。

イ バス等による集団避難

自家用車による避難が困難な住民は、バスによる集団避難を行うものとする。

関係市町村は自市町村内にあらかじめ一時集合場所等を設定し、住民に周知しておくものとする。なお、バスによる避難にあたっては、原則として県または関係市町村の職員等が同乗するものとする。

ウ 避難輸送手段の確保及び実動組織への派遣要請

バスによる避難については、関係市町村が所有するバスだけでは不足する場合、県が(公社)福島県バス協会と締結している協定に基づき、一時集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。また、他県のバス協会にも協力を求め、必要な体制を整えておくものとする。

上記によっても避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合、並びに陸路による避難が困難な場合や緊急を要する場合は、県は国へバス等の確保要請を行うとともに、自衛隊や海上保安庁等の実動組織に対し、車両、航空機(ヘリコプター等)、船舶等の派遣及び救助活動等の協力を要請するものとする。

エ 鉄道・船舶による避難

鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道(株)等の鉄道事業者の協力を得て積極的に活用するものとする。

また、県は「大規模災害時における船舶の具体的活用方策(最終報告 平成26年3月)」において民間船舶の活用を検討している国土交通省等と連携を図り、活用を検討するものとする。

(2) 避難ルート

避難ルートは、「参考資料1-(1)避難先市町村一覧」で示すものを基本とし、県及び関係市町村は以下の対応を行うものとする。

ア 避難ルートの事前公表

県及び関係市町村は、「主な避難ルート」について、事前に住民に対して各種広報媒体(ホームページ、広報誌、防災パンフレット等)を用いて周知を図るものとする。

イ 避難ルートの決定

避難指示又は避難準備の発令が見込まれる前に、県及び関係市町村は、国が主催する「原

子力災害合同対策協議会」において、複合災害等による道路状況等を踏まえ、あらかじめ選定した「主な避難ルート」の中から、避難ルートを決定するものとする。

(3) 交通誘導・交通規制計画の整備

県は、避難を円滑に行うため、県警察本部、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における交通誘導、交通規制を実施するための計画を検討しておくものとする。

4. 4 避難退域時検査体制の整備

県は、放射性物質の放出後に避難指示を受けた住民（※）に対し、重点区域外へ移動する際に避難退域時検査を実施し、避難住民の安全を確認する。

(※) 放射性物質の放出後に避難指示を受けた住民とその他の住民の区別が困難な場合には、これらの住民も避難退域時検査を実施する。

(1) 避難退域時検査に係る体制整備

県は、避難退域時検査の実施体制について、以下の点を踏まえた体制整備をするものとする。

ア 候補地の事前選定

県は、次頁「(2) 避難退域時検査場の候補地選定についての考え方」に基づき、「参考資料1-(1) 避難先市町村一覧」で示した避難ルート沿いに避難退域時検査場候補地をあらかじめ設定する。(現在の選定状況については「参考資料4 避難退域時検査場候補地一覧」を参照)

また、新たな候補地の選定を進めると共に、既存の候補地についてもその状況等を把握し、必要に応じて参考資料4を修正するものとする。

イ 避難退域時検査実施体制の整備

県は、避難退域時検査に要する人員体制や手順等の検討を国及び関係自治体(他県、市町村)と連携して進め、避難退域時検査体制を整備するものとする。

ウ 他機関との連携

県は、原子力事業者や県内外の関係自治体と連携し、国の協力を得ながら、(公大)福島県立医科大学や(国研)量子科学技術研究開発機構、(公社)福島県診療放射線技師会等の支援のもと、災害対応フェーズや対象区域等に応じ、原子力災害対策本部が決定するスクリーニング基準等に基づき、住民が避難指示区域から出た後に、住民(状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。)の避難退域時検査等を実施するものとする。

また、必要に応じて、陸上自衛隊の協力を得て、除染を実施するものとする。

エ 県外避難時の対応

県外へ避難する場合も、原則、県内において避難退域時検査及び必要に応じた除染を実施した後に避難するものとする。

(2) 避難退域時検査場の候補地選定についての考え方

避難退域時検査場の候補地選定にあたっては、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（令和4年9月28日修正 原子力規制庁）」にある5つの考え方、①避難退域時検査及び簡易除染は、原則として同一の場所で行うこと②住民等が避難所等まで移動する経路に隣接する場所又はその周辺であること③実施場所から避難所等までの移動が容易であること④避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること⑤資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること、を条件として選定するものとする。

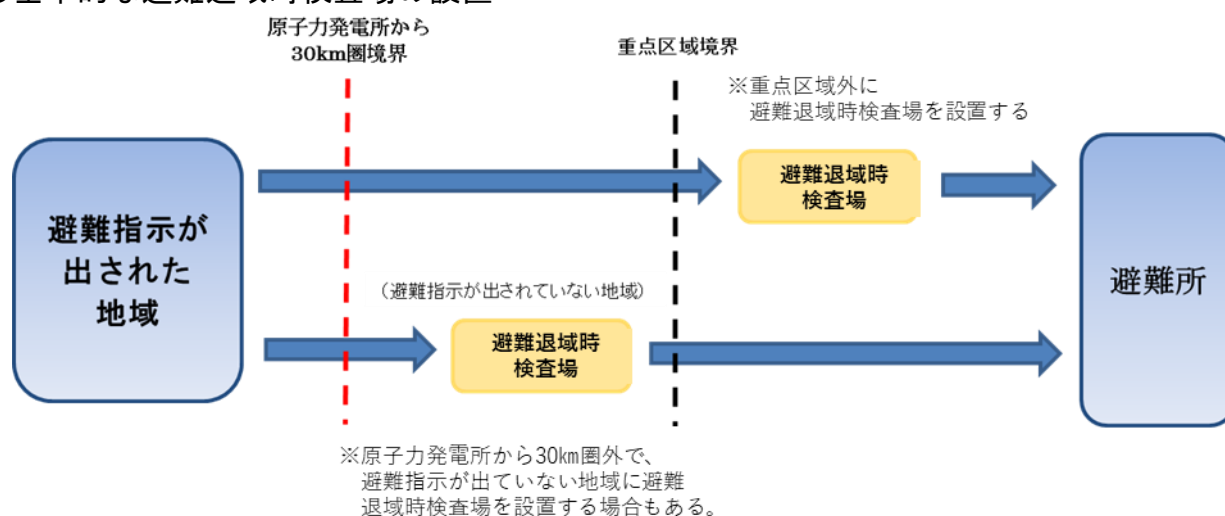
(3) 避難退域時検査場の考え方

避難退域時検査場の設置場所については、国の考え方では、重点区域の外側周辺に設置することを基本としており、本県においても重点区域の外側で避難経路に沿った複数の候補地を選定するものとする。

しかし、本県では、事故の影響を考慮して重点区域を関係市町村全域としていることから、必要に応じて、重点区域内であっても原子力発電所から30km以遠で避難指示が出されていない場所においても避難退域時検査を実施することとし、候補地をあらかじめ選定しておき、その中から災害の規模や避難の状況により選ぶものとする。

また、避難退域時検査を受けずに避難してきた場合に備え、避難中継所等にも避難退域時検査機能を併設する。

○基本的な避難退域時検査場の設置



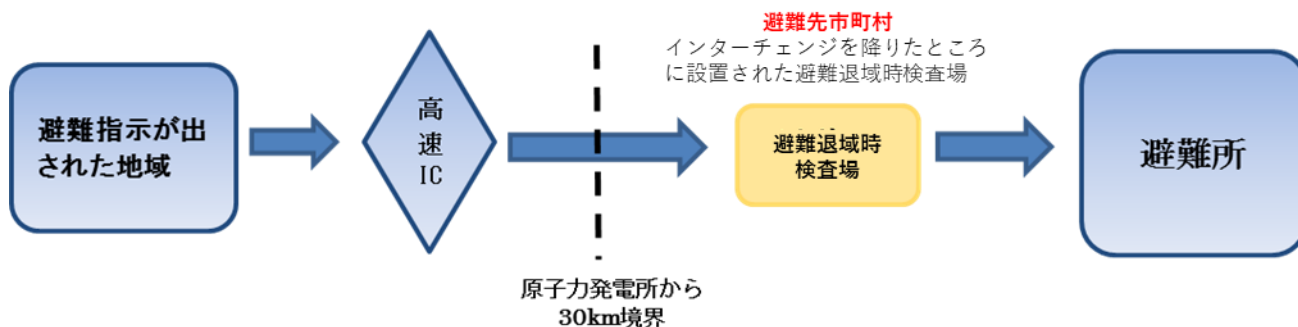
(4) 高速道路を利用し避難する場合の避難退域時検査の実施場所について

30km圏内のICから高速道路を利用する場合は、高速道路を降りた後、ICから避難所に至る避難経路周辺の避難退域時検査場で避難退域時検査を実施する。

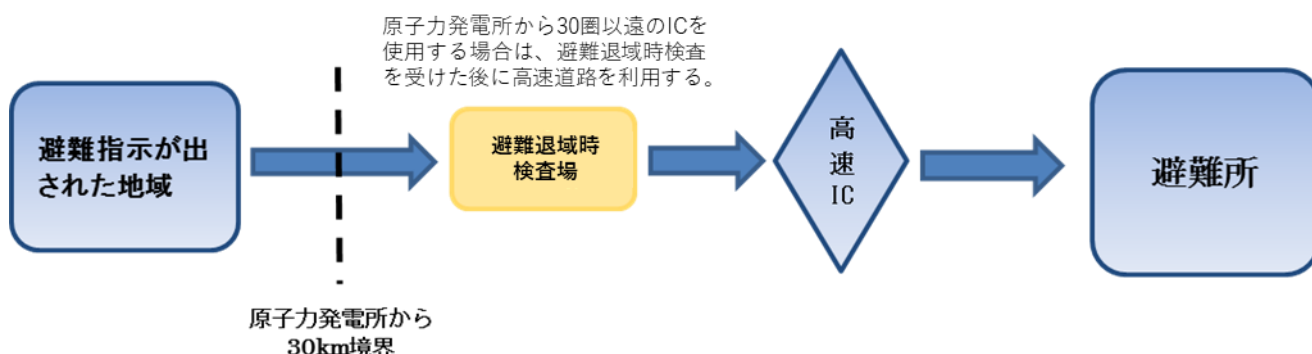
30km圏外のICから高速道路を利用する場合は、高速道路に乗る前に、避難経路周辺の避難退域時検査場で避難退域時検査を実施した後、高速道路を利用し避難先まで避難する。

なお、放射性物質放出後に避難指示区域内にいた輸送車両などについても避難退域時検査場へ誘導し、避難退域時検査を受けることとする。

○ 原子力発電所から 30km 圏内にある IC を使用する場合



○ 原子力発電所から 30km 圏外にある IC を使用する場合



4. 5 一時滞在者等の避難体制

本県においては、現在、一部地域で東日本大震災後に発出された避難指示が継続しており、避難指示区域内の一時滞在者（除染作業員及び一時立入住民等）及び関係市町村に避難している住民がいる現状を踏まえ、以下の避難体制とするものとする。

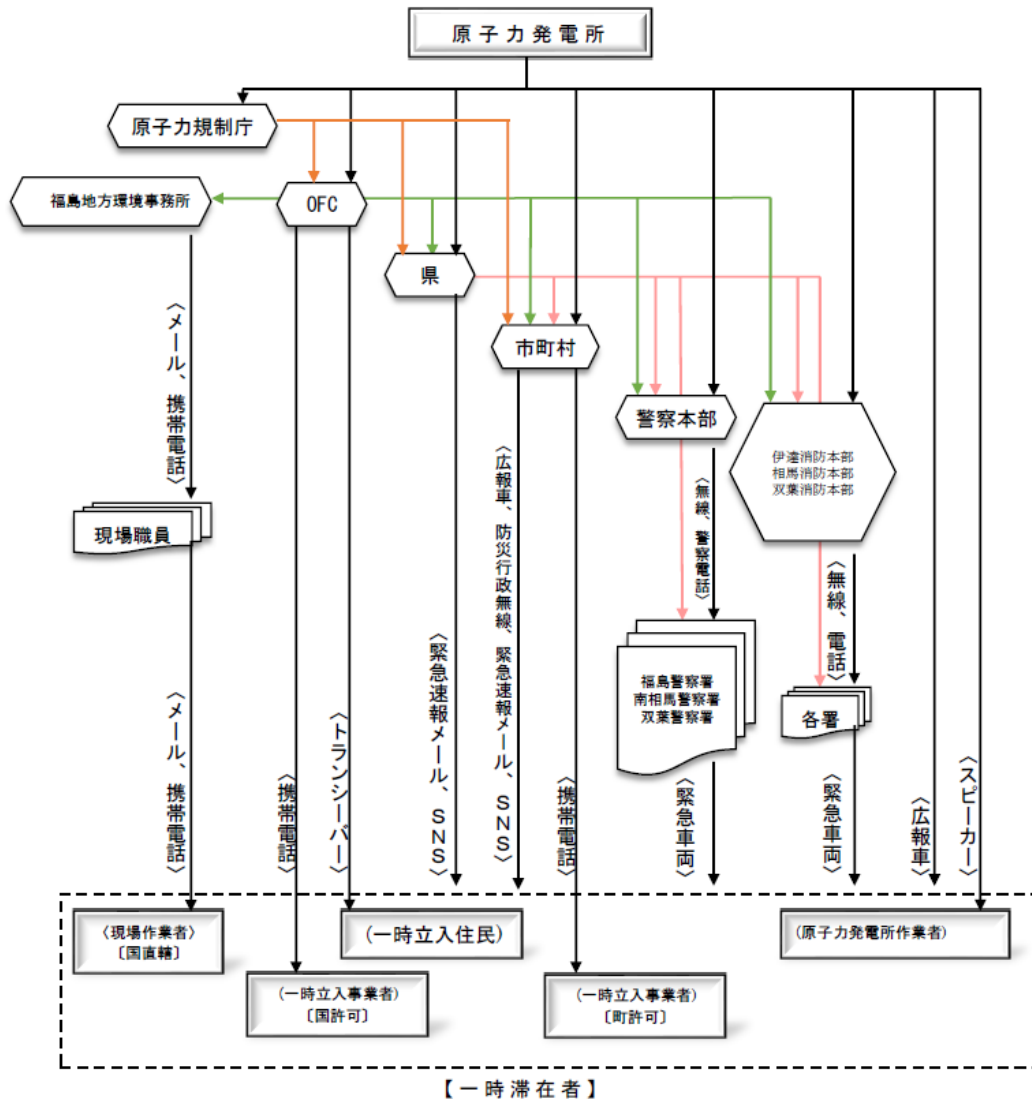
(1) 避難指示区域内の一時滞在者への対応

避難指示区域内の一時滞在者（除染作業員及び一時立入住民等）への対応は以下の通りとする。

ア 情報提供手段等

国、県、関係市町村及び県警察本部、各消防本部などの関係機関は、除染作業員及び一時立入住民等一時滞在者に対して、福島第一及び福島第二原子力発電所での事故・トラブル及び避難に係る情報について、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、トランシーバー等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。なお、伝達手段については想定される主なものであり、これに限定されるものではない。

○避難指示区域内における情報伝達経路



イ 避難手段等

(出典：原子力災害住民広報マニュアル)

避難指示区域内の一時滞在者については、自家用車や事業者等の車両等の移動手段を有していると考えられることから、施設敷地緊急事態に至った時点で自家用車等での避難を行うものとする。

(2) 関係市町村に居住している避難者への対応

関係市町村に居住している東日本大震災による避難者については、借上げ住宅等で生活していることを踏まえ、適切な避難誘導等を行うために、情報の伝達や避難先の確保等について、県と関係市町村及び避難先市町村が連携して手順を定め対応するものとする。

(3) 避難指示区域外の一時的滞在者への対応

避難指示区域外の一時的滞在者（観光客等）への対応は以下の通りとする。

ア 避難情報等の提供

県、関係市町村及び関係機関は、一時滞在者に対して、福島第一及び福島第二原子力発電所での事故の状況及び関係市町村内の一時的集合場所の情報等について、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

イ 避難手段の確保等

避難指示区域外の一時滞在者（観光客等）については、施設敷地緊急事態に至った時点で自家用車等により避難を行うものとする。避難手段が確保できない場合は、最寄りの一時集合場所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

(4) 外国人への対応

県内の外国人への対応については、以下の通りとする。

ア 多言語での情報伝達

県、関係市町村及び関係機関は、外国人に対して、福島第一及び福島第二原子力発電所での事故の状況、避難準備情報、避難指示等の情報が正確に伝わるよう、報道機関、国際交流機関、語学ボランティア等の協力を得て、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ、「やさしい日本語」を含む多言語での情報伝達に努めるものとする。

イ 避難所における情報伝達

関係市町村及び受け入れ先の市町村は、避難先施設における外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供やチラシ、情報誌などの発行、配布を行うものとする。

この場合において、県は関係機関と連携し、関係市町村及び避難先市町村を支援するものとする。

4. 6 学校等の避難体制

学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所及び認定こども園）の園児、児童、生徒等（以下、「生徒等」という。）の避難については、保護者への引渡しを原則とし、引渡しができない場合には安全確保を図るため県及び関係市町村の指示等に従い避難や屋内退避等を行う。学校等の施設管理者は、あらかじめ地域の特性を考慮した避難のマニュアルを作成するものとする。また、保護者との間において避難時における生徒等の保護者への引渡しを行うための取り決めを定めるものとする。

なお、県教育委員会は、マニュアルの作成を支援するため、「学校災害（地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害、土砂災害、弾道ミサイル）対応マニュアル例」を作成している。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）にある学校の避難

予防的防護措置を準備する区域における学校等の避難の基本的な考え方は次のとおり。

ア 警戒事態になり、県又は関係市町村の指示があった時点で教育活動を中止し、速やかに保護者への引渡しを開始する。引渡しができない生徒等は、バス等による集団避難の準備を開始する。

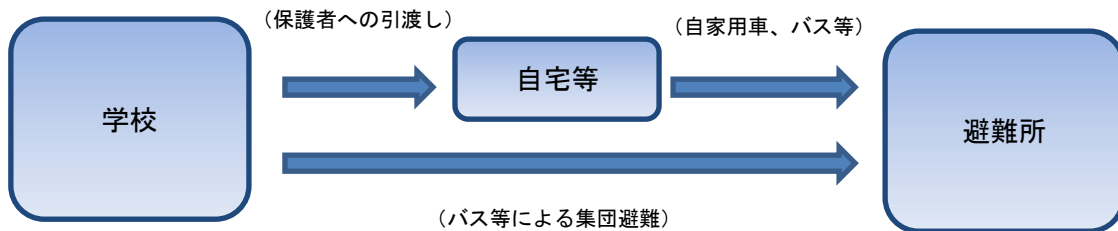
イ 施設敷地緊急事態となった場合には、県又は関係市町村から避難指示が出された時点で教職員等が生徒等とともにバス等による集団避難を行う。

なお、生徒等の引渡しは避難中継所又は避難所で行う。

ウ 集団避難を行う際のバス等については、学校等所有のバス等だけでは不足する場合に

は、県又は関係市町村が、学校等必要な箇所へ手配するものとする。

○予防的防護措置を準備する区域（PAZ）にある学校の避難イメージ



(2) 重点区域（予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を除く）にある学校の避難

予防的防護措置を準備する区域を除く重点区域における学校等の避難の基本的な考え方は次のとおり。

ア 警戒事態になり、県又は関係市町村の指示があった時点で教育活動を中止し、速やかに保護者への引渡しを開始する。

イ 施設敷地緊急事態となった場合には、引き続き保護者への引渡しを行うが、引渡しができない生徒等は、屋内退避の準備を開始する。

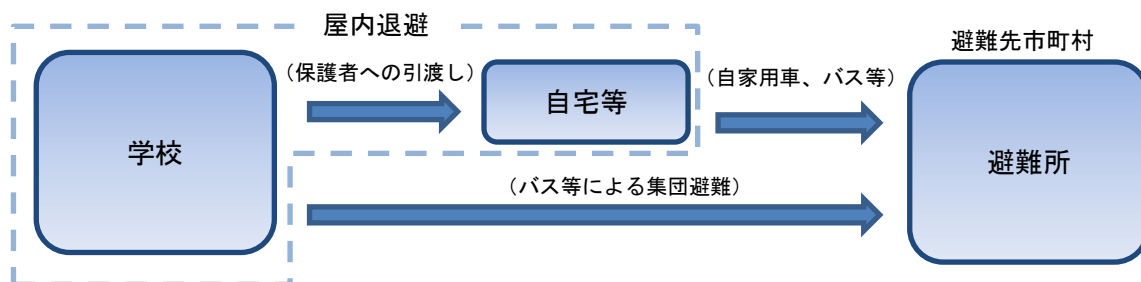
ウ 全面緊急事態となった場合には、速やかに屋内退避させ、屋内で保護者への引渡しを継続する。

エ 避難指示が出された場合は、教職員等が生徒等とともにバス等による集団避難を行う。

なお、生徒等の引渡しは避難中継所又は避難所で行う。

オ 集団避難を行う際のバス等については、学校等所有のバス等だけでは不足する場合には、県又は関係市町村が、学校等必要な箇所へ手配するものとする。

○重点区域（予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を除く）にある学校の避難イメージ



4. 7 在宅要配慮者の避難体制

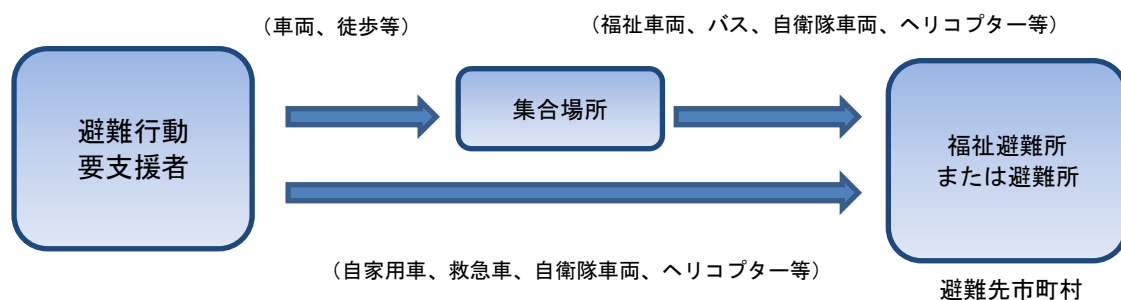
(1) 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者については、原則、福祉避難所へ避難するものとする。ただし、受入先となる福祉避難所が開設されていない場合は、一般の避難所へ避難したうえで、受入先となる福祉避難所が開設され次第、その福祉避難所へ移動を行うものとする。

なお、避難に伴うリスクを軽減するため、受入先や避難手段の確保等を早期から行い、十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とするものとする。

関係市町村は、消防機関、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の協力を得て、避難所等への誘導を行うものとする。

○避難行動要支援者の避難イメージ



ア 避難先の確保について

県及び関係市町村は、避難先市町村の協力を得て、あらかじめ避難行動要支援者の避難先について調整し、避難ルートと併せて周知しておくものとする。

原子力災害時に避難準備要請又は避難指示の発令が見込まれる段階で、県は避難先市町村に対し、福祉避難所等の開設を要請するものとし、要請を受けた避難先自治体は、関係市町村等と協議のうえ、受入に必要な福祉避難所等を開設するものとする。

なお、関係市町村は、福祉避難所等への避難が必要な避難行動要支援者情報について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定（避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等）に基づき、あらかじめ避難先市町村等との間で必要な情報共有を行うものとする。

イ 避難手段について

県は、関係市町村と連携し、避難行動要支援者の状態に合わせた避難車両を確保するものとする。そのため、県は、(公社)福島県バス協会、陸上自衛隊等関係者とあらかじめ協議し、避難行動要支援者の避難手段確保の手順、体制を整えるものとする。

(2) 在宅要配慮者の避難支援

関係市町村は、県及び関係機関と連携し、在宅要配慮者個々の状況を踏まえ、情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておくものとする。（東日本大震災時には、在宅人工透析患者の避難先における受入医療機関の確保に苦慮した事例があった。県及び関係機関は連携し、避難先においても継続して治療等を受けることができるよう、事前に受入先となる医療機関等を調整しておくものとする。）

4. 8 病院、社会福祉施設等の避難体制

東日本大震災直後、病院や社会福祉施設等（以下「病院等」という。）の避難行動要支援者の避難において、情報伝達、避難先、搬送手段及び避難ルートの事前の調整が、県、市町村をはじめ関係機関内で十分でなかったため、救出が遅れるとともに、搬送先が受け入れには適さない施設となった事例があった。

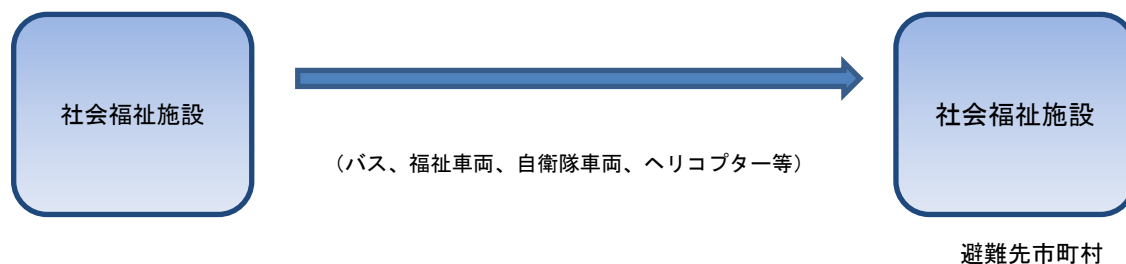
これらを踏まえ、避難の流れや避難手段等を以下のとおりとするものとする。

(1) 各施設種類別の避難

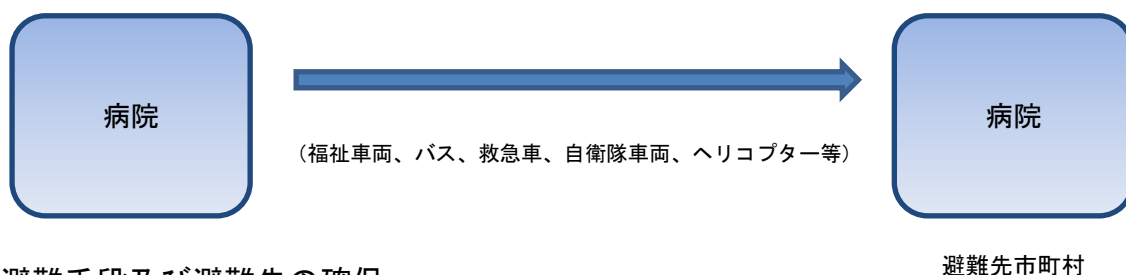
病院の入院患者は重点区域外の病院へ搬送を行うものとし、社会福祉施設入所者は重点区域外の社会福祉施設へ緊急入所を行うものとする。

なお、避難に伴うリスクを軽減するため、受入先や避難手段の確保等を早期から行い、十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避を実施するものとする。

○社会福祉施設入所者の避難イメージ



○病院の入院患者の避難イメージ



(2) 避難手段及び避難先の確保

避難手段及び避難先の確保については、以下の通りとする。

ア 各施設別の避難計画

病院等の施設管理者は、避難先病院等、移動手段及び連絡手段の確保等を定めた避難計画をあらかじめ策定するものとする。

なお、老人福祉施設については、福島県老人福祉施設協議会では災害時施設相互応援協定が、また、福島県老人保健施設協会では災害時相互応援協定が、それぞれの協会の各施設及び会員施設の間で締結されている。

県は、関係市町村及び関係機関と十分に連携し、「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」等を通し、各施設の避難計画の策定を促進していくものとする。

イ 避難先施設の確保について

県は、避難先市町村及び病院等の協力を得て、あらかじめ避難先となる病院等の情報を整理し、避難元の病院等に周知するものとする。

あらかじめ避難先を確保している病院等は、避難指示の発令が見込まれる段階で、策定した避難計画に基づき、避難先となる病院等へ受け入れ要請を行うとともに、避難の準備

を整えるものとする。ただし、避難先を確保していない病院等や、策定した避難計画に基づく受け入れ要請ができない場合については、県が調整を行うものとする。

また、避難元の病院等は、避難を実施する段階で、避難先となる病院等に対して避難ルート等を連絡し、準備が整い次第、避難を行うものとする。

ウ 避難手段について

避難元の病院等は、自らが確保できる救急車、福祉車両、バス、ヘリコプター、船舶等の避難手段を用いて避難を行うものとする。

なお、避難手段が不足する場合は、県に対して避難手段の確保を要請するものとし、県は、国、関係機関の協力を得て避難手段を確保し、必要な箇所へ手配するものとする。

県は、国、消防本部、福祉車両所有機関、(公社)福島県バス協会、陸上自衛隊、海上保安庁等関係者とあらかじめ協議し、病院等の要配慮者の避難手段確保の手順、体制を整えるものとする。

5 屋内退避の実施体制

令和7年3月「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」により屋内退避の運用について報告書が取りまとめられたことを受けて、同年10月に原子力災害対策指針が改正され、屋内退避の目的等が明確化された。

本県においては、当該指針の改正内容及び県内の状況を踏まえ以下のとおりとする。

5.1 屋内退避の実施

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。
- ・ 重点区域（予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を除く）においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。
- ・ 重点区域外においては、事態の進展等に応じて、重点区域（予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を除く）と同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。

【屋内退避中の一時的な外出の例示】

①住民等の一時的な外出の例



①物資の調達

- ・避難所で支給される物資の受取り
- ・小売店での物資の購入



②家屋の維持

- ・家屋の屋根等の雪下ろし
- ・家屋周辺の除雪作業



③緊急の医療を受ける

- ・透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- ・処方された医薬品の購入



④動物の世話

- ・外飼いのペットや家畜等の給餌

②屋内退避中の住民の生活を支えるための民間事業者等の活動の例



①食料等の生活物資や燃料等の輸送



②避難道路の啓開・復旧作業や除雪作業



③ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信等）の復旧作業



④医療施設における入院患者の診療、救急や透析治療等の医療提供、緊急時の往診、訪問看護及び調剤薬局の営業



食料や飲料水、燃料等の生活必需品を販売する小売業

5. 2 屋内退避実施後の運用

(1) 屋内退避継続の判断

屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。

(2) 屋内退避から避難への切り替え

物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が関係市町村及び県と緊密な連携を行いながら避難への切替を判断し、関係市町村又は県が避難等指示する。

(3) 屋内退避実施にあたり留意する必要がある事項

- ・屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となること
- ・屋内退避を実施している住民等に対し、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供すること
- ・避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護を図ること

5. 3 屋内退避の解除

屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、国が屋内退避の解除を判断し、関係市町村又は県が指示する。

なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1又はO I L 2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。

6 避難住民等の支援体制

6. 1 避難所及び避難中継所の開設・運営等

東日本大震災直後、県、市町村において、広域避難にかかる避難先の確保・受入などの準備、避難所を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制が十分でなかったこと、及び体育館等への長期避難により避難者に過大な負担等が生じたこと、また、資機材・物資の調達、管理及び需要に応じた配送体制が十分でなかったため、避難者に対する適切な支援ができなかったことを踏まえ、以下のとおりとするものとする。

(1) 開設、運営等

避難所の開設、運営については、以下の項目を基本として対応するものとする。

ア 県による避難所開設の要請

県は、避難所及び避難中継所（以下「避難所等」という。）の開設等に当たっては、避難先市町村及び県有施設の管理者（以下「避難先市町村等」という。）に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、避難者の受け入れに関して国の支援が必要であると判断した場合には、国に対して要請を行うものとする。

イ 避難先市町村等による避難所の開設

県から要請を受けた避難先市町村等は、関係市町村と協議のうえ、本計画等に定める避難先施設の中から受け入れに必要な避難所等を開設し、関係市町村と協力してその運営を行うものとする。

ウ 初動期における対応

避難開始当初は、関係市町村は住民の迅速な避難に全力をあげなければならないため、避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等などの業務については、避難先市町村の指定避難所（県有施設を除く）は避難先市町村が対応するものとし、県有施設は県が主体的に対応するものとする。

なお、県は、必要に応じて、避難先市町村の避難所等についても、職員を速やかに派遣するものとし、あらかじめ派遣体制を整えておくものとする。

エ 避難所等の運営主体

避難所等を設置した場合は、関係市町村は、その旨を速やかに住民に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各避難所等に職員を配置し、避難先市町村から避難所等の運営を引継ぎ、できるだけ早期に、避難住民、ボランティア等と連携し、避難所の自主運営体制へ移行するものとする。

オ 避難所に係る施設管理者

避難所等の施設管理自体は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。

カ 避難所間の調整

避難所等の受け入れ人数が過大となり、その運営に支障が生じ、又はそのおそれがある

場合は、避難先市町村等は県との調整により、他の余裕のある避難所や新たに開設した避難所で受け入れるなど、柔軟に対応するものとする。

キ 二次避難所の開設による避難所早期解消

県は、国及び関係市町村と連携し、災害の規模、避難所の受入状況、避難の長期化が見込まれる場合などに、旅館やホテル等を二次避難所として早期に活用できるよう、あらかじめ体制を整備し、併せて応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

(2) 資機材・物資の確保

県は、関係市町村において、避難所等で使用する資機材・生活必需品などの物資が不足する場合の取り扱いについて、以下の項目に沿った対応をとるものとする。

ア 災害時相互応援協定等による物資の確保

県は、災害時応援協定等を結んでいる関係機関と連携し、被災者の生活の維持のために必要な資機材及び食料、飲料水等の生活必需品等の物資（以下「資機材等」という。）を調達・確保するほか、県が備蓄している資機材等について被災者のニーズに応じて適時適切に分配し、提供する。

イ 国等に対する支援要請

県は、提供すべき資機材等が不足し、調達の必要がある場合には国等に資機材等の調達を要請するものとする。

また、調達した資機材等及び国や他の都道府県等から提供を受けた資機材等を避難者に対し適切に提供するものとする。

ウ 資機材等の避難所間の調整

県は、関係市町村及び避難先市町村と連携し、各避難所における資機材等の状況を把握し、避難所間で過不足が生じないように調整を行うものとする。

6. 2 福祉避難所の開設・運営等

東日本大震災直後、運営要員が不足したことにより福祉避難所が開設できなかった事例があったことを踏まえ、以下のとおりとするものとする。

(1) 開設、運営等

福祉避難所の開設等については、以下のように対応するものとする。

ア 福祉避難所の開設

広域的な避難に係る福祉避難所は、県が避難先市町村に要請し、要請を受けた避難先市町村は、関係市町村と協議のうえ開設する。なお、福祉避難所の運営については県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とするものとする。

イ 初動期における対応主体

避難開始当初は、関係市町村は住民避難に全力をあげなければならないため、福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導等など避難住民の受入業務については、避難先市町

村が主体的に対応するものとする。

(2) 要配慮者への支援

在宅要配慮者については、家族や避難住民が中心となって支援を行うものとするが、支援者の不足が想定されることから、県及び関係市町村は、国や避難先市町村及び関係団体等に対し、医療、保健、福祉関係者やボランティア等の応援要員の派遣の要請を行うなど、迅速に支援者を確保するものとする。

(3) 資機材・物資の確保

県及び関係市町村は、要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）の調達について、関係団体と締結している災害時応援協定の活用や国、避難先市町村等に要請し、迅速に対応するものとする。

なお、県では、市町村等が福祉避難所への福祉機器を調達できない事態に備え、県福祉機器協会と協定を締結しているほか、災害時医薬品・衛生材料等の備蓄について、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会と委託契約を締結している。

7 今後の取組

県は、今後、本計画の対象区域の見直し、原子力防災訓練での検証結果、国の法令及び指針の改正、国及び防災関係機関並びに他県等との調整状況等を踏まえ、本計画の見直しを行っていくものとする。

また、広域避難体制の充実を図るため、県は引き続き以下の事項について取り組んでいくものとする。

・避難手段の確保・調整

国、関係機関、事業者と連携をとり、緊急時における避難手段の手配等が迅速かつ円滑に実施できるよう避難手段の確保・調整。

・避難先市町村との連携強化

関係市町村及び避難先市町村と連携をとり、避難所等の運営体制の調整、情報連絡体制の整備等を図り、広域避難体制の維持及び強化。

・国による広域避難の支援体制の強化

国が主導する「地域原子力防災協議会」の活用。

・緊急時モニタリング体制の整備

「福島県緊急時モニタリング計画」に基づき、国及び関係機関等と連携をとり、緊急時モニタリングの実施体制の整備と、訓練や研修等を通じた実施体制の強化。

・安定ヨウ素剤の配布体制の構築

安定ヨウ素剤の配布体制（屋内退避時を含む）についての検討と、広域避難を円滑かつ迅速に実施できる体制の構築。

・避難退域時検査体制の整備

国及び関係機関等と連携をとり、避難退域時検査を実施する要員の確保、資機材の調達等について調整を進めるほか、候補地の選定等を進め、避難退域時検査体制の構築。

- ・ **交通規制及び立入制限実施体制の整備**

広域避難時の交通規制ポイントの整理及び実施体制、立入制限措置の実施体制の整備について、県警察本部、道路管理者等との協議。

- ・ **原子力防災資機材等の計画的配備**

関係市町村及び避難先市町村と連携をとり、広域避難を円滑かつ迅速に実施できるよう、原子力防災資機材等の計画的な配備。

- ・ **行政機能の移転体制の構築**

行政機能の継続性が確保できるよう、代替施設の選定や機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップするといった関係市町村の移転体制整備の支援。

- ・ **県外への避難体制の構築**

複合災害が発生した場合など、あらかじめ定めていた避難先施設が使用できない場合等に備え、国及び関係市町村とも連携をとりながら県外への避難体制の構築。

- ・ **避難ルートの確保**

関係市町村等と連携をとり、新たな道路計画を踏まえる等、必要に応じて避難ルートの見直しを図っていくほか、県が管理する計画に定めたルートについて、必要に応じた整備や防災対策等の計画的な実施。

- ・ **広域避難計画を踏まえた訓練の実施**

計画に基づく原子力防災訓練を継続的に実施し、訓練の成果について、計画の改正を実施する等広域避難体制の強化。

- ・ **広域避難計画に基づく行動マニュアル等の整備**

計画に定める対策を迅速かつ確実に行うため、具体的な手順等について、行動マニュアル等の整備